

## 体罰の防止に向けた取組について

団 体 名
北海道都市教育委員会連絡協議会 (小樽市教育委員会)

### 1 教職員の意識に関する事項

体罰が把握されにくい要因と教職員からの報告の徹底を図るための取組

(要因)

- ・協力教授等による複数の教員での学習指導が普及してきた今日においても、小学校では授業の多くが一人の教員によって行われていること。
- ・担任が、「学級に問題があること」が、自らの「指導力のなさ」の反映であるとして認識したり、強い責任感から自らの力だけで解決したりしようとする事。

(取組)

- ・積極的に管理職や他の教員等へ報告・相談をし合える連絡・相談体制の構築。
- ・職員朝会や職員会議、研修等の機会に「体罰の禁止」「報告・連絡・相談」の徹底を職員に指導する。
- ・生徒指導部会等による組織的な指導体制の構築。

### 2 校内体制の点検・整備等に関する事項

体罰を早期に把握するために学校において必要な取組

(管理職による体罰の主体的な把握・校内における情報の共有・保護者との連携等)

- ・職員朝会や職員会議などの機会をとらえて、繰り返し体罰に関する認識を徹底させる。
- ・チェックリストを活用して、教員・管理職による相互チェックを定期的実施する。
- ・校内巡回等で、教職員の生徒への指導状況を十分把握する。
- ・生徒や保護者が、体罰があった場合の訴えや教員等との関係の悩みを相談することができる体制を整備する。
- ・生徒指導主事を中心にして各学年に生徒指導担当者を置き、管理職も入って定期的に打ち合わせを行い、生徒への指導が必要な場合は、担任に加えて生徒指導担当者や管理職が複数で指導に当たり、その指導過程や結果はその都度職員打合せ等を通じて報告し、職員全体で情報の共有を図る。

### 3 再発防止に関する事項

繰り返し体罰を行った教員への指導の在り方  
(繰り返し体罰を起こさせないための指導の在り方)

- ・人権・体罰にかかわる生徒指導関連の研修講座を積極的に受講させる。
- ・管理職による授業観察や面談を定期的に行う。
- ・部活動で起こった場合は、部活動の顧問を外し、校長の監督・指導の下、自校及び外部機関での体罰防止の研修を受講させる。

### 4 体罰防止等に関する協力体制

体罰の実態把握に向けて第三者の協力の在り方

- ・学校における体罰防止に関する研修プログラムの開発及び研修の実施。
- ・実態把握に関する調査においてスクールカウンセラーも加わるなど、児童生徒の心情に配慮した聞き取りを実施するとともに、管理職との間で常に情報を共有する。
- ・PTA役員や学校評議員、町会の役員等との交流の場を設け、積極的に情報収集する。

## 体罰の防止に向けた取組について

団 体 名
北海道都市教育委員会連絡協議会 (帯広市教育委員会)

### 1 教職員の意識に関する事項

体罰が把握されにくい要因と教職員からの報告の徹底を図るための取組

- ・ 体罰によらない指導法、子どもとのかかわり方についての研修。
- ・ 全教職員の共通理解による生徒指導体制の確立。
- ・ 事例検証による問題点について、全教職員による研修。
- ・ 体罰と認定された事例を、数多く教職員へ周知する。
- ・ 報告が遅れた場合の処分の厳格化。

### 2 校内体制の点検・整備等に関する事項

体罰を早期に把握するために学校において必要な取組

(管理職による体罰の主體的な把握・校内における情報の共有・保護者との連携等)

- ・ 日頃の教育実践の再点検（チェック項目などの活用）。
- ・ 学校職員評価において、校長が体罰に関し聞き取る。
- ・ 児童生徒・保護者に対して報告をしやすい窓口を作る。
- ・ 児童生徒と接点が少ない管理職や主幹教諭、事務職員が、児童生徒から教員の様子を聞ける仕組みを作る。

### 3 再発防止に関する事項

繰り返し体罰を行った教員への指導の在り方

(繰り返し体罰を起こさせないための指導の在り方)

- ・ 職員会議の席上で、二度と体罰を起こさないと宣誓させる。
- ・ レポートを提出させ、教育長や教育局長の前で朗読させる。
- ・ 給与面でのペナルティーを増やす。

### 4 体罰防止等に関する協力体制

体罰の実態把握に向けて第三者の協力の在り方

- ・ 保護者、地域との連携、情報交換の機会の活用。
- ・ 学校だよりの中で、教員の体罰を見聞きしたときは、連絡するようお知らせする。
- ・ 校務員等の県費負担職員以外の者からの通報体制を整える。

## 体罰の防止に向けた取組について

団 体 名
北海道都市教育委員会連絡協議会 (北見市教育委員会)

### 1 教職員の意識に関する事項

体罰が把握されにくい要因と教職員からの報告の徹底を図るための取組

体罰が把握されない要因は、校内の情報共有体制の不備であると考えます。  
普段から「報告・連絡・相談・確認」の徹底を図る必要があります。  
教職員が報告を怠る要因の一つには、教職員が自分の失敗を他に知られたくないとの意識が働き、一人で問題を「抱え込み」、組織としての対応ができないこともあると考えます。  
また、教職員の意識の中には「これぐらいは許される」という甘い認識があることも要因の一つと考えます。  
これらの要因に対応するためには、生徒指導の事例研修をもとに、組織としてのあり方を再確認するとともに、教職員一人ひとりの自覚を促し努力するよう指導していかねばならないと考えます。

### 2 校内体制の点検・整備等に関する事項

体罰を早期に把握するために学校において必要な取組

(管理職による体罰の主体的な把握・校内における情報の共有・保護者との連携等)

校内の情報共有体制を構築し、個々の教職員が抱える悩みを相談できる体制が必要と考えます。  
体罰は指導側の「焦り」・「怒り」・「驕り」から生じると言われており、その感情が高まらないよう、周りの教職員が冷静に客観視しアドバイス等ができる校内体制整備が必要と考えます。

### 3 再発防止に関する事項

繰り返し体罰を行った教員への指導の在り方

(繰り返し体罰を起こさせないための指導の在り方)

学校現場における体罰の未然防止、早期把握・対応、再発防止を確実に講じるため、体罰が法令違反であり、体罰は懲戒の対象で刑事責任を問われることもあることの認識を徹底させるとともに、日常の児童生徒への接し方等から特に注意を要すると思われる教職員に対しては、校長面談を意図的に行い、体罰は指導ではなく、体罰による恐怖感や屈辱感を味あわせても問題の解決に至らないことを意識させていく指導が必要と考える。

このような取組を通して教職員の資質や指導力の向上を図ることで、これまで以上に児童生徒や保護者、地域社会から信頼される教育を目指す必要があると考える。

また、体罰は法令違反であるが、どのような行為が体罰に当たるかの定義はないため、文部科学省の通知や判例、校内での過去の事例等により、体罰とは何かを日ごろから教職員に指導する必要があると考える。

### 4 体罰防止等に関する協力体制

体罰の実態把握に向けて第三者の協力の在り方

体罰等の早期発見と適切な対応ができるよう、「相談窓口」を校内だけではなく、校外（教育委員会等）に設置する必要があると考える。

設置された「相談窓口」は、生徒や保護者が不適切な指導ではないかと感じたときに気軽に相談ができるような、体制を構築しなければならないと考える。

なお、相談のあった事はすべて体罰と決め付けるのは危険であり、そのためにも校内以外の第三者機関（法務局や北海道）等に協力をいただく必要もあると考える。

また、体罰の事案が多い部活動等は保護者に積極的に公開し、親の目で教職員の指導を見てもらうことで、教職員が指導に熱くなりすぎるのを防ぐこともできるのではないかと考える。

## 体罰の防止に向けた取組について

団 体 名
北海道都市教育委員会連絡協議会 (留萌市教育委員会)

### 1 教職員の意識に関する事項

体罰が把握されにくい要因と教職員からの報告の徹底を図るための取組

体罰は体罰を加えた教員と受けた児童生徒の双方が、「指導上必要である。」  
「悪いことをしたので仕方がない」などと、受け入れてしまいがちであり、この  
ような状況下では、当事者から学校長への報告や保護者からの情報提供も少なくな  
ることなど、体罰と懲戒を混同していることが、体罰が把握されにくい要因と  
考えています。

学校は教職員に体罰に関する正しい認識を徹底させるとともに、学校として体  
罰は許さない、見逃さないという方針のもと学校全体で指導方法の共有化や個別  
の指導内容の情報共有を進め、また、事件・事故発生時の役割分担の明確化を図  
り、組織全体で指導する体制整備が必要であります。

### 2 校内体制の点検・整備等に関する事項

体罰を早期に把握するために学校において必要な取組

(管理職による体罰の主体的な把握・校内における情報の共有・保護者との連携等)

学校長が体罰を早期に把握するためには、体罰について正しい認識を持つ教員  
が増え、学校全体で体罰防止に取り組むことが必要と考えます。

また、次の点について取り組み、情報共有を行うことにより、体罰を伴う指導  
の根絶は可能と思われれます。

- ・ 教員の児童生徒に対する指導について内容を報告させる
- ・ 担当教諭の複数制による相互チェック
- ・ 定期的な部活動会議の開催及び管理職の出席
- ・ 大会等主催者からの情報収集
- ・ 部活動目標の共有化（保護者・生徒の合意形成）

### 3 再発防止に関する事項

繰り返し体罰を行った教員への指導の在り方  
(繰り返し体罰を起こさせないための指導の在り方)

繰り返し体罰を行う教員には、管理職からは体罰は許さないという強い意志表示を行うとともに、正しい指導方法により体罰を行う必要性のないことを繰り返し伝え、自分の指導の在り方を見直す機会を与えることが重要であることから、組織的な指導体制による取り組みなどを積極的に利用し、指導研修への強制参加や、指導レポート提出の義務化など、新たな指導方法の定着を研修させることが必要と考えます。

### 4 体罰防止等に関する協力体制

体罰の実態把握に向けて第三者の協力の在り方

体罰防止に関する協力体制としましては、保護者をはじめ、学校評議員、学校ボランティア、地域住民との円滑な関係構築が重要であり、学校はより地域に開かれた学校となるようあらゆる機会を通じて体罰は許さないというメッセージを発信し、地域の協力を得ることにより体罰防止活動の充実が図られるものと考えており、また、協力からスタートするという観点から、主催者側からの報告についても必要であります。



## 体罰の防止に向けた取組について

団 体 名
北海道都市教育委員会連絡協議会 (江別市教育委員会)

### 1 教職員の意識に関する事項

体罰が把握されにくい要因と教職員からの報告の徹底を図るための取組

「体罰をしようと思って、体罰を行う教員はいないはず」と言われるように教員は「体罰は厳禁」と理解している。しかし、ここでこの子を指導しなければという「教師独特の指導観」が走り、体罰に至るのではないだろうか。  
「指導を放棄」するのではなく、「粘り強い指導」を校内コンプライアンス会議等を使って教員の意識変革を図っていくしかないと考える。

### 2 校内体制の点検・整備等に関する事項

体罰を早期に把握するために学校において必要な取組

(管理職による体罰の主体的な把握・校内における情報の共有・保護者との連携等)

体罰だけでなく、「いじめ」「特別支援を要する子どもの指導」「問題行動」「不登校」等々校内の諸問題を教職員全員が共有するシステム、土壌の構築に日々取り組む必要がある。

### 3 再発防止に関する事項

繰り返し体罰を行った教員への指導の在り方  
(繰り返し体罰を起こさせないための指導の在り方)

### 4 体罰防止等に関する協力体制

体罰の実態把握に向けて第三者の協力の在り方

いじめと同じようにガイドラインを設けておく必要がある。

## 体罰の防止に向けた取組について

団 体 名
北海道都市教育委員会連絡協議会 (三笠市教育委員会)

### 1 教職員の意識に関する事項

体罰が把握されにくい要因と教職員からの報告の徹底を図るための取組

#### 【体罰が把握されにくい要因について】

・文科省で示した「学校教育法第 11 条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」に対する認識不足が考えられる。北海道教育委員会として、管理職を含め教職員の研修会等の開催が必要。

・質問内容の精査

・授業中や部活動において、管理職である校長、教頭をはじめ教職員が無意識のうちに「指導上の行為」としての捕らえ方が優先し、文科省で示した「学校教育法第 11 条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方」に対する認識不足の一面もあり、北海道教育委員会において管理職を含めた教職員に対する周知徹底を図る必要がある。また、児童生徒、保護者へのアンケート結果が増加する要因のひとつとして考えられることは、いろいろなケースが想定されるなか、普段、特に体罰と意識していないことでも、児童生徒・保護者対象の体罰調査票を受け取った際に記載されている質問内容を読み返したとき、あのときのことは体罰だったのかな？と思い返し、定かでない記憶を辿って他人のことも含め、報告している可能性も否定できないと思われる。（特に小学校低学年）

従って、質問内容の精査も必要と思われる。

#### 【報告の徹底を図るための取組について】

・オール北海道の統一した取り組みとして、北海道教育委員会からも、各学校現場の管理職への報告の徹底を図るよう指導願いたい。

## 2 校内体制の点検・整備等に関する事項

体罰を早期に把握するために学校において必要な取組

(管理職による体罰の主体的な把握・校内における情報の共有・保護者との連携等)

### 【早期実態把握のための取組について】

・教育現場の責任者である管理職が教職員指導の徹底を図るとともに、不足の事態発生の場合、再発防止を図る観点からも毅然とした態度での報告義務の徹底を図る以外、良策はないと思われる。

## 3 再発防止に関する事項

繰り返し体罰を行った教員への指導の在り方

(繰り返し体罰を起こさせないための指導の在り方)

### 【繰り返し防止の指導】

・個々の学校並びに市町村教育委員会での対応には限界があり、オール北海道として、繰り返し体罰を行った教員に対し、北海道教育委員会として、研修所等での再教育の徹底を図る必要がある。

また、一方、教育現場においては、教育現場の責任者としての管理職は、教職員指導の徹底を図るとともに、万が一の不足の事態発生の場合は、再発防止を図る観点からも毅然とした態度で、速やかにその実態を教育委員会並びに保護者へ報告することを徹底するよう、北海道教育委員会からも再教育願いたい。

更に、経験の少ない若い教職員の場合、指導力不足は止む得ないことであるが、その不足する指導力を体罰や言動で表わす前に、管理職やベテラン教員が補佐し、支えあえる体制が必要。

そのための環境整備として、少人数制学級の早期実現を期待する。

## 4 体罰防止等に関する協力体制

体罰の実態把握に向けて第三者の協力の在り方

### 【第三者協力の在り方について】

・日常の学校現場内のことについては、学校管理者である校長、教頭等の管理職と教職員並びに児童生徒以外、実態把握することは、現実的に無理である。

従って、学校現場の責任者である校長、教頭等の管理職に毅然とした態度で、速やかにその実態を教育委員会並びに保護者へ報告することを徹底するよう、意識改革する以外、良策はないと思われる。

## 体罰の防止に向けた取組について

団 体 名
北海道都市教育委員会連絡協議会 (滝川市教育委員会)

### 1 教職員の意識に関する事項

体罰が把握されにくい要因と教職員からの報告の徹底を図るための取組

信頼の上こそ成り立つ教育において、体罰があること自体異常である。  
正常な教育活動ではありえないと考えている。

おかしいと思ったことの最善の解決法は早期対応にあることを徹底指導する。

### 2 校内体制の点検・整備等に関する事項

体罰を早期に把握するために学校において必要な取組

(管理職による体罰の主体的な把握・校内における情報の共有・保護者との連携等)

指導記録の整理、決済、体制の複数化

早期対応の重要性を強く指導する。

### 3 再発防止に関する事項

繰り返し体罰を行った教員への指導の在り方  
(繰り返し体罰を起こさせないための指導の在り方)

事例について十分研修させる。

### 4 体罰防止等に関する協力体制

体罰の実態把握に向けて第三者の協力の在り方

保護者との定期的懇談（管理職立会）

## 体罰の防止に向けた取組について

団 体 名
北海道都市教育委員会連絡協議会 (富良野市教育委員会)

### 1 教職員の意識に関する事項

体罰が把握されにくい要因と教職員からの報告の徹底を図るための取組

- 1 体罰が把握されにくい要因
  - ・ 単独の指導や閉鎖された場所での指導などの環境
  - ・ 体罰を是認する風潮や勝利至上主義で体罰が黙認・許容される状況
  - ・ ADHDやLDなどの児童生徒への指導の困難とその過剰指導
- 2 教職員からの報告の徹底を図るための取組
  - ・ 定期的な管理職等との面談の実施(悩み・目標達成度の聴き取り、アドバイス)  
\* 多人数校では時間の確保が課題
  - ・ 体罰事例研修などを通しての自己評価と体罰や類似指導報告の実施

### 2 校内体制の点検・整備等に関する事項

体罰を早期に把握するために学校において必要な取組

(管理職による体罰の主体的な把握・校内における情報の共有・保護者との連携等)

- ・ 複数指導者による指導体制の構築や管理職等の見回り・指導者との対話の実施
- ・ 計画的な「体罰防止」や「体罰撲滅」の週間・月間などの設定
- ・ 体罰やいじめなどの情報を保護者や児童生徒から受けられる体制づくり  
\* 指導者と保護者、管理職と保護者が定期的に情報交換できる場の設定など
- ・ 細部まで把握したり指導を充実するための教職員加配

### 3 再発防止に関する事項

繰り返し体罰を行った教員への指導の在り方

(繰り返し体罰を起こさせないための指導の在り方)

- ・ 体罰を起こした教員への定期的な観察・聴き取りの実施
- ・ 体罰を起こした教員を含め、指導上の悩みや困難を受け止めるための相談・アドバイスの場や機会の設定

### 4 体罰防止等に関する協力体制

体罰の実態把握に向けて第三者の協力の在り方

- ・ 体罰についての保護者や地域への啓発と情報を受ける窓口の明確化
- ・ 教育行政評価委員会などの第三者機関の活用



## 体罰の防止に向けた取組について

団 体 名
北海道都市教育委員会連絡協議会 (恵庭市教育委員会)

### 1 教職員の意識に関する事項

体罰が把握されにくい要因と教職員からの報告の徹底を図るための取組

- 一人で指導に当たっている(特に小学校は受け持ちの教室で一人で指導する仕組みになっている)ことが、学校として体罰を把握しにくくしているため、副担任制や教科担任制を制度化し、多くの教員がクラスの指導にかかわることができる仕組みにする。
- 体罰禁止の意識や指導技術が身につけていない教員もいるため、教員免許取得の条件に、「体罰禁止・体罰によらない指導」を義務付ける。その際、教育委員会の制度担当者や教員のサービスの担当者、生徒指導に精通した教員など、現実に指導に当たっている立場の人を講師に義務付けて学生を指導する。
- スキンシップによる指導も体罰と誤解されてしまう時代であるため、スキンシップの指導の有効性を認めるなら、体罰との一線を指導場面に即した具体事例を挙げて研修できるようにする。

### 2 校内体制の点検・整備等に関する事項

体罰を早期に把握するために学校において必要な取組

(管理職による体罰の主体的な把握・校内における情報の共有・保護者との連携等)

- 校長・教頭は、極力校内を巡視しているが、特に教頭は、今の状況では、巡視の時間を生み出すのが、難しい。教員定数の改善を行い、教頭が授業をもたなくてすむように、また、教頭が巡回しているときに職員室が空にならないような制度にする必要がある。
- 大阪市桜宮高校の事案に鑑みると、児童生徒から体罰に係る相談体制を整備することは急務であり、スクールカウンセラーを学校の職員として常駐させるなどの制度が必要である。

### 3 再発防止に関する事項

繰り返し体罰を行った教員への指導の在り方  
(繰り返し体罰を起こさせないための指導の在り方)

- 繰り返し起こす教員は厳正な処分を行わなければならないと考える。
- 再発防止に向けては、力に頼らない指導観、指導法、実践力を身に付けさせることが大切であり、研修制度を充実させる必要がある。
- 研修資料も次々に作成されてくるが、限られた時間の中での校内研修となるので、過去の資料も含めてポイントを整理し、精選して提示することが研修の促進につながる。

### 4 体罰防止等に関する協力体制

体罰の実態把握に向けて第三者の協力の在り方

- 保護者が子どもから聞いた気になる事項については、学校に相談できることが大切である。情報のやり取りがスムーズにできるよう、日ごろからきめ細かな情報提供(保護者とのコミュニケーション)を継続する必要がある。
- 常に授業をオープンにしておくなど、保護者や地域の人に日常的に見てもらえるようにすることが良いのではないか。
- 校内研修等において、子どもの気持ちを大切にして指導し実績を上げている指導者(第三者)による講話を開催できるような講師派遣制度を設ける。

## 体罰の防止に向けた取組について

団 体 名
北海道都市教育委員会連絡協議会 (北広島市教育委員会)

### 1 教職員の意識に関する事項

体罰が把握されにくい要因と教職員からの報告の徹底を図るための取組

- 教職員における危機管理意識の低下・緩みと社会における許容範囲の狭隘が大きな要因と思われる。
- 新しい文部科学省通知による判断基準に係る研修の徹底
- 「体罰」に係る学校方針の公開
- コーチングスキルなど、体罰によらない指導方法の研修の実施
- 相互牽制の働く危機管理意識の醸成

### 2 校内体制の点検・整備等に関する事項

体罰を早期に把握するために学校において必要な取組

(管理職による体罰の主體的な把握・校内における情報の共有・保護者との連携等)

- 授業参観や校内巡視など、管理職による指導場面を把握する機会の拡大
- 生徒指導部を中核とした「報告・連絡・相談」体制の再構築
- 管理職による教職員との面談・指導機会の活用
- スクールカウンセラーや心の教室相談員などの相談機能の充実と情報の共有
- チェックシートの日常的な活用と交流

### 3 再発防止に関する事項

繰り返し体罰を行った教員への指導の在り方  
(繰り返し体罰を起こさせないための指導の在り方)

- 教職員の人権等にも配慮しつつ、取り立てての特別研修の義務付け（校内・校外）
- 誓約書や宣誓書などの提出
- 繰り返す場合は、厳正な処分

### 4 体罰防止等に関する協力体制

体罰の実態把握に向けて第三者の協力の在り方

- 児童生徒や保護者、地域社会に向けた「体罰に係る考え方」の発信・啓発
- 外部講師を招聘しての研修の充実（派遣制度など）
- 教育相談窓口や福祉関係機関などとの連携のさらなる強化

## 体罰の防止に向けた取組について

団 体 名
北海道都市教育委員会連絡協議会 (石狩市教育委員会)

### 1 教職員の意識に関する事項

体罰が把握されにくい要因と教職員からの報告の徹底を図るための取組

(体罰に対する認識について)

- ・今回、アンケートにより新たに体罰の事実が判明したことは、体罰に関する認識が学校現場と児童生徒及び保護者との間で差があったためと考えます。

体罰に対する正しい認識を教職員が持つために、体罰に関する各種基準について改めて確認するとともに、児童生徒理解に基づくコーチングスキル向上に関する研修の機会（北海道教育委員会主催の研修など）を設けること、また、この度文部科学省や北海道教育委員会が作成した指導に関する資料をもとに学校現場で研修を行い、望ましい指導の在り方について研鑽を深める必要があると考えます。

### 2 校内体制の点検・整備等に関する事項

体罰を早期に把握するために学校において必要な取組

(管理職による体罰の主体的な把握・校内における情報の共有・保護者との連携等)

- ・学校が組織的に体罰を防ぐために、管理職が北海道教職員などの指導資料に掲載する体罰に関するチェックシートを計画的かつ定期的な活用を行う。

また、些細なことでも、指導上の問題、課題が発生した場合には、職員がひとりで抱え込むことなく、学年間や他の職員と情報を共有するほか、管理職へ報告し、早期に対応可能な体制を整備する必要があると考えます。

### 3 再発防止に関する事項

繰り返し体罰を行った教員への指導の在り方

(繰り返し体罰を起こさせないための指導の在り方)

・上記1にも記載した通り、正しい児童生徒理解をとおして、信頼関係を構築して指導を行うことが、体罰を防ぐことにつながることから、児童生徒理解に基づくコーチングスキル向上のための研修受講の機会を与えることや然るべき指導を行うなど任命権者である北海道教育委員会が主体となって行うべきと考えます。

### 4 体罰防止等に関する協力体制

体罰の実態把握に向けて第三者の協力の在り方

・「第三者」がどのような機関かは判りませんが、学校、児童生徒・保護者、地域社会が体罰に関して正しい認識を共有することがまず必要であり、それを踏まえた上で必要か否かを検討するべきと考えます。そうでなければ、教育現場に過度の負担や学校、児童生徒、地域社会に混乱を招く可能性が極めて高く、慎重に判断すべきと考えます。

## 体罰の防止に向けた取組について

団 体 名
北海道町村教育委員会連合会

### 1 教職員の意識に関する事項

体罰が把握されにくい要因と教職員からの報告の徹底を図るための取組

<p>○ 体罰が把握されにくい要因</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 人権意識の希薄化がもたらす行為             <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもへの指導では、この程度は必要であるとの感覚から生じる行為ではないか。</li> <li>・また、体罰を用いなくては統制がとれないとの、教師側の指導力欠如がもたらす行為ではないか。</li> </ul> </li> <li>2 把握されづらい要因には、複数指導体制が取られていないことにより、一人の指導者または教員で全てを賄っている現状がある。</li> <li>3 教職員の人権意識の低さ。</li> <li>4 教職員の児童生徒に対する懲戒と体罰の定義や解釈の無理解。</li> <li>5 スポーツ部活動における教職員や保護者、地域の勝利至上主義意識と保護者・地域の高い期待に応えようとする意識の過剰性。</li> <li>6 教職員の日常からの報告・連絡・相談の不徹底。</li> <li>7 教職員相互の指導助言体制の未確立。（自浄意識や体制の不足）</li> <li>8 児童生徒が日常から教育相談できる体制の不足。</li> <li>9 いまだに体罰がなくならないのは、まだ体罰を肯定し、正当化する誤った考え方を持っている教職員がいるのでは。</li> <li>10 保護者、生徒、教師などが体罰を含む厳しい指導を容認して（求めて）いると考えている保護者、教師がいる。特に運動部においては、指導と体罰の区別があやふやで、技能面や精神面での高みを目指すためには、ある程度の叱責、体罰は容認する傾向がある。 また、教室が密室状態であることも把握されにくい状況を作っている。</li> <li>11 体罰に容認的な風潮の存在。</li> <li>12 従来からの指導経験に依存した部活動の在り方。</li> <li>13 教室及び部活動がいずれも単独で指導に当たっている体制。</li> <li>14 体罰の定義の不明確さ。</li> <li>15 懲戒と体罰の区別について、十分理解に至っていないこと。</li> <li>16 スポーツ活動をしている子ども達の保護者の中には、体罰が指導やしつけの一環として受け取られ場合や、子ども達自身の受け止め方の中に、「自分が悪かった」とか「自分のためを思ってくれている」などということもあるようであり、体罰の受け止め方にそれぞれ差異があるものと思っています。</li> <li>17 指導される教職員の中にも、熱心さのあまりのことで解ってくれているとか、指導の範疇である、などとした捉え方をしていることもあるようですので、よほどの事が無い限り表面化することが少ないのが実態ではないかと思っています。</li> <li>18 体罰ではなく、厳しい指導という教職員の認識があり、体罰を体罰ととらえていないため、結果として把握できないということになると考えられる。</li> </ol>
--

○ 教職員からの報告の徹底を図るための取組

- 1 教職員からの報告の徹底はなかなか難しいことと考える。事態を引き起こした当事者からは、なかなか報告しづらいものである。よって、子どもたちにも「体罰」についてしっかり説明し、何かあったら申し出てくれるような校内体制を整えることが必要ではないか。
- 2 体罰防止に係る校長の経営方針への明確な位置付けと、教職員や保護者、地域への説明。
- 3 教職員のコンプライアンス意識を高め、児童生徒に対する懲戒と体罰の定義や解釈、処分等の理解を深める研修の充実。
- 4 教職員一人一人が人権意識の向上を目指し 研修・研修・研修。  
(研修教材：道教委の「望ましい指導の在り方」～体罰の根絶を目指して～)
- 5 日頃から教職員とのコミュニケーションを図り、報告・連絡・相談の意識づけ習慣化を図る。  
また、学年間や会議・校内研修において意見交換の場を設定し、いつでも報告できる場をつくる。
- 6 生徒指導や教科指導について、一人が抱え込まない体制とそれを相談できる管理職のあり方が求められる。
- 7 学校全体の組織的な取組と教師間の連携強化。複数指導。
- 8 定期的な自主点検体制の整備。
- 9 一部、特定の教員の問題にすることなく、組織的な指導体制確立が必要なことを理解するための研修。
- 10 どのような理由があるにしろ体罰は有ってはならない事であり、徹底した体罰防止に向けた取組を実践するには、校長の強いリーダーシップのもとで、教員や指導員への指導日誌提出の義務付けや、定期的に保護者への実態調査を行うことなどが必要ではないかと考えます。
- 11 実際に起こった体罰事象等を用いた校内研修等を行い、個々の教職員の意識、教育観、指導方法等を見つめ直し、体罰は児童・生徒への人権侵害だという認識をもつていただく取組が必要と考える。



## 2 校内体制の点検・整備等に関する事項

体罰を早期に把握するために学校において必要な取組  
(管理職による体罰の主体的な把握・校内における情報の共有・保護者との連携等)

### ○ 管理職による体罰の主体的な把握

- 1 教職員の日常からの報告・連絡・相談体制の確立と運用の徹底。
- 2 教職員相互の指導助言体制の確立と運用の徹底。
- 3 管理職等による授業・部活動等におけるきめ細かい点検。
- 4 日頃から開かれた職員室をつくとともに、組織的な対応をするための組織作りと指導が必要。
- 5 日常的な校内巡視と教職員との相談体制や雰囲気づくり。
- 6 生徒指導体制、学校体制の在り方を点検する必要がある。

### ○ 校内における情報の共有

- 1 子どもたちに「体罰の禁止」「体罰の事例」など、正確に学習できる機会を設定する。
- 2 相談窓口を決めることと、子ども全員に連絡先等が記載されたカードの配布。
- 3 児童生徒が日常から教職員へ相談できる体制の確立と運用の徹底。
- 4 教職員相互の厳しい点検体制の確立。
- 5 教職員が互いに話し合い、協力し合える「学校の指導体制」と「教職員間の協力体制」の構築。
- 6 自己の指導についての自己点検の実施。
- 7 部活動においては、複数顧問の配置や勝利至上主義に陥らないための学校全体での部活動に指導の方針や目標の確認が必要。
- 8 部活動指導の顧問の様々な悩みや問題を交流する場を設定するとともに、生徒指導部を中心とした校内体制を確立し、組織的な対応を図る。
- 9 児童生徒が気軽に相談できる環境づくりと体制の充実。
- 10 体罰によらない指導の研究と教職員相互に点検できる体制づくり。
- 11 体罰を許さない意識等の研修と教職員間のコミュニケーションづくり。
- 12 学校という、限られた空間で発生することが多い体罰については、原因や背景を速やかに解明し、素早く対応することが求められます。そのためには、教職員或いは指導員として十分に認識しているはずの、子ども一人ひとりを大切に教育していくための基本的な考え方を一層徹底することが重要だと考えます。
- 13 教員として体罰根絶に向けて何が重要であるかを十分認識するようにする研修や、教職員一人ひとりの心に響く研修になるための創意工夫が何よりも必要でないかと考えます。  
更には、積極的に教育相談やカウンセリングを行うことも効果的な対応でないかと考えます。

### ○ 保護者等の連携等

- 1 保護者や地域住民に対する体罰の定義や解釈の理解深化と部活動指導の教育的意義と適正な指導の在り方の理解深化及び学校への連絡・相談体制の確立。
- 2 保護者や地域との認識の違いを把握して、開きがある場合は理解を求め共通の認識の中での連携を進める。
- 3 部活動においても、保護者との連携を図り何かあったら連携して行動する。  
また、アンケート調査を定期的に行い点検する。
- 4 学校は地域の一員であるという認識に立ち保護者や地域住民が気軽に学校を訪問できる環境整備。(開かれた学校づくり)
- 5 定期的な保護者会の会合などを通し情報を共有し信頼関係を構築する。

6 今日まで体罰防止に向けてたくさんの手立てが講じられてきていますが、未だに根絶されないのが現状です。親の協力を得るなどしながら出来る限り複数の指導員配置なども考えられます。

### 3 再発防止に関する事項

繰り返し体罰を行った教員への指導の在り方

(繰り返し体罰を起こさせないための指導の在り方)

- 1 厳しい懲戒処分しかありません。
- 2 初任者研修等の研修機会に繰り返し研修することができるシステム。
- 3 管理職からの指導があつて繰り返し起こした場合は、回数にもよるが指導者として適格性を問うことも視野に入れながら、当該教職員に個別の研修を行うことや自己目標を設定させ、管理職がきめ細かい点検を行う。
- 4 当該教職員が学級担任であれば学年内で、部活動指導者であれば他の指導者が点検するなどの点検体制の確立し、死角をなくす工夫をする。
- 5 当該教職員の学級や授業、部活動等での指導時にきめ細かい視察や指導を行う。
- 6 当該教職員の問題として取り扱うことのほか、学校全体に体罰を許容する文化や、教職員一人一人の意識や考え方の不適切さ、学校の指導体制・報告連絡相談体制の不備等がないかを見直し、教職員個々の意識の確立や学校の体制の確立、適正な文化の醸成を図る。
- 7 教育委員会教育長等から当該教諭や校長に対し説諭、指導を厳しく行う。改善されない場合は、教育委員会職員による学校視察をきめ細かく行う。
- 8 「望ましい指導の在り方」にもあるが、体罰に対する教職員への責任などの研修。
- 9 児童生徒等による定期的なアンケートの実施。
- 10 日頃から、教職員との会話を大切にし、日常的に教職員の体調管理や精神的サポートを行い、変化があれば相談・指導にあたる。
- 11 指導内容が指導性との理解が必要なこと。
- 12 児童生徒と信頼関係を築くこと。
- 13 力による解決から児童生徒理解に基づく指導への転換。
- 14 体罰は愛等の誤った考え方からの転換。
- 15 体罰は違法行為であることの説諭や誓約書の提出。
- 16 一定期間の複数指導体制の構築。
- 17 結果を重視する教える指導から「育む」活動を体系化していくべき。
- 18 教員養成課程でしっかり研修させるべき。
- 19 体罰による責任、影響について、次の観点から指導する。
  - (1) 法的な責任
    - ① 行政上の責任として、職務義務違反で、行政上の責任（免職、停職、減給など）を負う。
    - ② 刑事上の責任として、傷害罪、暴行罪などに問われる場合がある。禁錮、懲役などに処せられた場合は、職を失うとともに教員の免許状も失う。
    - ③ 民事上の責任として、障害に対する賠償責任に任命権者が負う。職員に故意、過失があつた場合は本人も賠償の責任が生じる。
  - (2) 児童生徒への影響
    - ① 心理面では、恐怖感、不安感などのストレスを感じたり、自制心や正義感、道徳性などの発達が阻害される。
    - ② 学習面では、意欲が低下し、課題への取組や作業が遅れたり、遅刻や欠席などで学習遅滞を起こす。
    - ③ 児童生徒同士では、弱い者を従わせようとしたり、善悪の判断が鈍り、嫌がらせやいじめなどを行う。
    - ④ 児童生徒と教員の人間関係では、教師の顔色をうかがった行動をしたり、教師に批判的、反抗的になり、教師に対して暴力をふるう。

- (3) 保護者や地域への影響
  - ① 学校、教職員への不信を抱く信用失墜を招く。
  - ② 教育活動の協力が得られなくなる。
- 20 体罰を生まない環境づくりを進める。
  - (1) 指導困難な児童生徒を特定の教員に任せることなく、組織的な指導体制を。
  - (2) 体罰につながる状況を見逃さず、未然防止に組織的な対応をする。
  - (3) 体罰防止のチェックリスト、校種ごとに体罰に及んだ事例、指導上困難が見られる事例の校内研修を実施する。
- 21 法令及び事例研修の徹底。
- 22 体罰は許されるものではありませんので、体罰は犯罪であることの認識と、子ども達を導く立場の人間として児童生徒の発達段階を適切に捉えた指導を行うなどの研修や将来的なことも考えて専門的なところで再教育を徹底することが必要だと思います。
- 23 体罰を行った教員については、指導力不足教員とみなし、研修センター等により、1年以上の研修を受ける必要があると考える。

## 4 体罰防止等に関する協力体制

### 体罰の実態把握に向けて第三者の協力の在り方

- 1 実態把握に関しては、第三者協力は難しいのではないか。
- 2 引き起こされた「体罰」に対し、状況把握、解決の糸口等での協力は求めることができる。
- 3 体罰に関する専門性を有し、豊富な経験を持つ第三者講師による研修会の実施。
- 4 第三者による相談機関の設置等、相談受け入れ体制の確立。
- 5 地域の行事に積極的に参加するとともに学校には、いつでも誰でも相談に来られる体制をつくる。組織的な対応をはかり、他の組織とも連携して行動する。
- 6 定期的なアンケート調査で実態の把握をする。実態によっては第三者へ報告する。
- 7 学校が中心になり、地域ぐるみの健全育成の在り方等について見直しを図ることと、保護者・関係機関・地域住民等との情報交換のできる機会を増やすことで、学校の教育方針や教育活動を明確にし理解と協力を求める。
- 8 P T A総会や懇親会などの機会に体罰禁止の学校方針を説明する。
- 9 保護者・児童生徒による体罰のアンケートを実施する。
- 10 スクールカウンセラーや教育相談員の協力を得て、児童生徒の訴えを聞き、悩みを担任に連絡し校内の課題とするよう管理職に報告する体制をとる。
- 11 実態把握に未然防止の観点を加え、P T A、支援団体等関係者に対し、懲戒と体罰の区別をはじめ、法令や事例に関する情報提供を行い、協力を要請する。
- 12 抑止的機関の設置も検討課題となる。
- 13 保護者や児童生徒、教職員が気軽に相談できる場をつくっていくことも必要な手立てではないかと考えます。

## 5 その他

- 1 一部の教職員のために学校不信を招いたり、萎縮して教育活動に支障が出ないように願う。
- 2 教職員一人一人が自信を持って指導できる力を身につけていただきたい。
- 3 体罰によらない生徒指導の校内研修の実施
  - (1) 教師に望まれる資質づくり  
「主観的な理解」から「客観的な理解」、さらに「共感的な理解」へと教師と児童・生徒理解の信頼関係を確かなものに発展させる。
  - (2) 組織として望まれる体制づくり
    - ・ 問題行動を起こす児童・生徒の情報を教師全員で共有し、全職員で指導に当たる。
    - ・ 指導上困難を抱えている教師を見逃さず、個人でなく組織として対応する。
  - (3) 問題行動の事例研修の実施（チェックリストの活用）
    - ・ 教師自身の指導上の課題を把握し、組織としての対応の在り方を検討する。
  - (4) 週末に、教職員対象に、体罰の有無の自己申告を文書で行う。
- 4 学習規律の取組
  - (1) 「話し方、聞き方」「グループ学習の仕方」「授業の受け方」「ノートの使い方」などについて、年度初めに、教員の共通理解によって児童生徒に徹底する。
  - (2) 保護者に学習規律の協力を願う。
- 5 教員の不適切な言葉の厳禁
  - (1) 児童生徒のやる気を起こさせる言葉かけをする。  
「どうしてできないんだ」から「どうすればできるかな」などのように否定的な言葉かけから、やる気を起こさせる言葉かけに務める。
  - (2) 不適切な言葉かけの事例を参考に校内研修に活用する。
  - (3) 怒りが生じた時の対処法（アンガーマネジメント）を校内研修で行う。
- 6 部活中の体罰防止
  - (1) 学校教育の一環として、スポーツの楽しみや喜びを味わわせ、体力の向上や健康の増進を目的とする。
  - (2) 「アンガーマネジメント」「コーチング」の新たな考え方に基づいて指導する。
  - (3) 体罰防止のためのチェックリストや指導上の困難が見られる事例を校内研修で活用する。
- 7 体罰、懲戒、有形力の行使のそれぞれの違いについての校内研修
  - (1) 体罰について  
身体に傷害をおよぼしたり、肉体的な苦痛を与える。
  - (2) 懲戒について  
肉体的な苦痛を伴わない教室内の起立や残留させる。
  - (3) 有形力の行使  
教員に対する暴力行為や児童生徒間の暴力行為に、防衛上やむを得ず児童生徒の体をきつくおさえる。
- 8 一部、特定の教員の問題にすることなく、組織的な指導体制確立が必要なことを理解するための研修。

## 体罰の防止に向けた取組について

団 体 名
北海道小学校長会

### 1 教職員の意識に関する事項

体罰が把握されにくい要因と教職員からの報告の徹底を図るための取組

#### 管理職からの報告の徹底

- ・体罰は、教室・体育館・グラウンド等の場所で、授業中や給食指導など担任と子どもしかいない場所・場面で行われることが多い。
- ・学びである以上、子どもたちに対して時に克服し乗り越えることを求めることもある。しかし、そうした厳しい指導と『体罰』を混同し、教育においては、厳しい指導＝体罰が必要と考えている教員が少なからずいる。そうした教員は体罰に対する意識が低いので、自分が行った行為を正当化し、体罰と「認識」しない。したがって、報告もないため、把握できないことが多い。
- ・体罰を受けた子は、自分の行為を否定的に考えがちで、『自分が悪い』からと思ひこみ、体罰の事実を保護者に伝えなかったり、それが体罰と認識せず、指導ととらえたりする場合もある。

#### 教職員からの報告の徹底

- ・『体罰の定義』、『体罰が起きそうな事例研修』、『体罰によらない指導の充実』等の研修を実施している。
- ・教職員の意識を変えない限り、報告の徹底を図ることは難しい。
- ・研修を通し、教職員の意識を高めている。
- ・同僚教師から管理職に報告があがるように、全体の意識を高めることが必要である。
- ・職場の人間関係を気にして見て見ぬふりをするのがないように、『体罰は教育の場で許されない』ことを、研修を通して徹底させていく。
- ・教職員からの報告を徹底させるためには、自分の行った行為が体罰としっかり認識させることが重要である。また、職場内で見て見ぬふりをするのがないように、『体罰は許されない』ことを徹底させなければならない。道教委の資料を活用した研修を行うことで徹底を図り、体罰を許さない職場環境を作り上げるのが重要である。

## 2 校内体制の点検・整備等に関する事項

体罰を早期に把握するために学校において必要な取組

(管理職による体罰の主體的な把握・校内における情報の共有・保護者との連携等)

早期把握に向けた取り組み

- ・ 体罰根絶に向けて、以下の三点が大切である。
- ① 管理職による日常的な授業観察の実施
- ② T T担当教諭を主として担任外教員などから報告の徹底
- ③ 体罰的な傾向を把握した場合、該当教員・同学年の教員との速やかな話し合い等、予防的な措置の徹底。
- ・ 情報収集の徹底と組織を活用した議論の継続。
- ・ 基本的には、日常的に管理職と教員のコミュニケーションを深め、何でも言える空気をもった職場づくりが必要である。また、体罰事故が起こったときに、それを早期に発見するためには、「何とかなる」とかばい合うのではなく、「正すべきは正し、助け合うところは助け合う」と言った協働の意識をもった教師集団をつくり上げておくことが大切である。
- ・ P T Aとの連携
- ① P T A役員会等を通じて、学校の基本的な方針・対応策を伝える。
- ② P T Aの役員等からの日常的な情報収集。
- ③ 学校便り・H P・学校で説明会などを通し、体罰は許さないという学校の方針を繰り返し、より多くの保護者に伝える。

## 3 再発防止に関する事項

繰り返し体罰を行った教員への指導の在り方

(繰り返し体罰を起こさせないための指導の在り方)

- ・ 再発防止のための取り組み
  - ・ 体罰の危険性が報告された教師に対しては、複数の指導（T T、学年体育、学年音楽等）により体罰を起こさない環境づくり
  - ・ 教室の戸をあけてオープンな授業にさせる等、誰もがのぞける環境づくりが大切である。
  - ・ 体罰の危険性がある教員に対する日常的な声掛け
  - ・ 研修の充実による校内的な『体罰根絶』の機運の醸成
  - ・ 体罰を起こさせないための基本は、充実した学校経営・「学ぶ楽しさ・分かる喜び」にあふれた質の高い授業を展開できる教師力による。したがって、
    - ・ 授業力の向上（校内授業研究の充実）
    - ・ 生徒指導力の向上（生徒指導研修会の実施）
    - ・ 道徳指導力の向上（道徳授業の研修）
- 等、研修を通して教師が本来身に付けなくてはならない教師力の向上に力を入れることが重要である。



## 4 体罰防止等に関する協力体制

### 体罰の実態把握に向けて第三者の協力の在り方

第三者の協力の在り方について、北海道小学校長会としては、以下のように考える。

- ・ 体罰の調査に関わっては、第一義的には校長が行うべきものだが、校長が調査して体罰があった、または体罰の疑いがある場合、それ以降の調査については、第三者に任せる方が、調査の公平・中立性を担保できる。また、その第三者は、公平・中立な立場で意見を聴取できる専門的な力をもった複数の委員が必要。
- ・ その委員が、
  - ① 正確な事実把握
  - ② 両者の合意に基づく体罰有無の認定を行い、報告書を作成し、校長に報告してくれることが望ましい。
- ・ 奈良県橿原市における保護者と教育委員会の対立のように、実態把握する第三者が、教育委員会または学校に関係のある人物であると、余計な誤解を招くことがあるので、第三者は専門的な知識をもちつつも学校から一定の距離のある人物が望まれる。

## 体罰の防止に向けた取組について

団 体 名
北海道中学校長会

## 1 教職員の意識に関する事項

体罰が把握されにくい要因と教職員からの報告の徹底を図るための取組

- ・体罰が把握されにくい要因としては、体罰を受けた生徒、それを聞いた保護者が学校、その他の機関等に訴えることによって、不利益を被るのではないかと、さらには、他の者にも影響や迷惑がかかるのではないかと、などの考えから我慢してしまう傾向があるのではないかと考えられる。(部活動指導の場合などでは、指導者を訴えると部活動の存続にも関わってくる場合もある) また、多少のことは容認するといった生徒、保護者の意識も考えられる。(何かしたらたたいてもよいですからと言う保護者が現実にいる)
- ・正当な行為として認められている有形力の行使を除いては、「体罰はいかなる状況下、さらにはいかなる目的においても絶対に許されない行為である」ということを教職員に指導徹底する。同時に、体罰や懲戒、不適切な指導について、具体的にどのような言動が該当するのか、正しい知識についても理解させる。
- ・もしも、体罰を行ってしまった場合は、問題の拡大を防止するためにも、素早い対応が必要なことから、すぐに管理職に連絡するよう指導の徹底を図る。
- ・研修の場を定期的にもつようにする。(教職員の意識の深化を図るためにも管理職等からの口頭による指導のみに終わらせないようにする。)
- ・体罰による処罰の事例についても具体的に知らせる。

## 2 校内体制の点検・整備等に関する事項

体罰を早期に把握するために学校において必要な取組

(管理職による体罰の主体的な把握・校内における情報の共有・保護者との連携等)

- ・保護者・生徒に対して、正当な行為として認められている有形力の行使を除いては、「体罰はいかなる状況下においても絶対に許されない」ということを知らせる。同時に、具体的にどのような行為が該当するのか、正しい知識についても理解させる。
- ・教職員から体罰行為を受けたり、また、そうした行為を見たりした場合は、そのままにせず、体罰行為が学校の教育活動を阻害するものとして、さらに、生徒の心身の健康に重大な影響がある行為であることを理解させ、速やかに学校に連絡するなど、協力を依頼する。
- ・保護者・生徒に対して、定期的実態調査を実施する。

### 3 再発防止に関する事項

繰り返し体罰を行った教員への指導の在り方

(繰り返し体罰を起こさせないための指導の在り方)

- ・ 正当な行為として認められている有形力の行使を除いては、「体罰はいかなる状況下、さらにはいかなる目的においても絶対に許されない行為である」ということを教職員に指導徹底する。同時に、体罰や懲戒、不適切な指導について、具体的にどのような言動が該当するのか、正しい知識についても十分に理解されるまで指導徹底させる。そのためにも、研修の機会を与えるようにする。
- ・ 該当する教員が指導を行う場面においては、可能な限り、複数による指導体制で行う。

### 4 体罰防止等に関する協力体制

体罰の実態把握に向けて第三者の協力の在り方

- ・ 保護者・生徒に対して、正当な行為として認められている有形力の行使を除いては、「体罰はいかなる状況下においても絶対に許されない」ということを知らせる。同時に、具体的にどのような行為が該当するのか、正しい知識についても理解させる。(実際に学校から保護者や生徒に伝えていくことは、自校の教職員に信頼性がないような印象を与えることが懸念されるが、第三者からの啓発であれば、そうしたことはないと思われる。)
- ・ 体罰の実態把握を行う場合、学校と被害生徒、保護者のみの場合、双方の見解が異なり、まとまらない場合もあり、そうした場合、第三者が実態把握の段階で参加することにより、そうした状況の改善となる。

## 体罰の防止に向けた取組について

団 体 名
北海道高等学校長協会

### 1 教職員の意識に関する事項

体罰が把握されにくい要因と教職員からの報告の徹底を図るための取組

(要因)

- ・教育に対する自信と熱意を持ち、ともすれば組織を私物化する傾向があるために、指導の実態が把握されにくい。
- ・集団においては、恐怖感やいじめの意識による場の支配がなされる傾向がある。
- ・困難を極める指導事案では、個別指導の中で発生するケースが少なくない。

(取組)

- ・部活動においては、複数による指導体制を確立させ相互牽制を図る。
- ・風通しの良い職場環境の中で、校内研修会等を通じて体罰事案となる具体的事例研究を全教職員で行い、「体罰根絶」に向けての啓発を図る。
- ・校内体罰防止委員会（仮称）の設置

### 2 校内体制の点検・整備等に関する事項

体罰を早期に把握するために学校において必要な取組

(管理職による体罰の主体的な把握・校内における情報の共有・保護者との連携等)

(管理職として)

- ・日常的な会話による把握
- ・指導場面での観察活動
- ・学級日誌、部活動日誌等などの点検

(校内での情報共有)

- ・横断的な分掌（生徒指導、保健相談等）による生徒情報の共有
  - ・顧問会議や教科委員会等による生徒の実態把握と指導方法の確認
- (保護者との連携)
- ・モニター制度の導入（部活動、教科指導、学級経営、学年経営など）
  - ・学校便り、学校HP等による双方向での情報交換

### 3 再発防止に関する事項

繰り返し体罰を行った教員への指導の在り方  
(繰り返し体罰を起こさせないための指導の在り方)

- ・管理職による定期的な面談
- ・スキルアップ研修の義務づけ  
(アンガーマネジメント、コーチング、アサーショントレーニングなど)
- ・配置転換 (強制的異動)

### 4 体罰防止等に関する協力体制

体罰の実態把握に向けて第三者の協力の在り方

- ・学校評議員制度の活用を図り、第三者委員会としての機能を付加する。
- ・部活動においては、複数校による合同練習を活用し、顧問・部員間での意見交換から体罰防止の醸成を図る。
- ・PTA活動の中において、学校との信頼関係を目的とした委員会の立ち上げ。

## 体罰の防止に向けた取組について

団 体 名
北海道高等学校長協会私立部会

### 1 教職員の意識に関する事項

体罰が把握されにくい要因と教職員からの報告の徹底を図るための取組

- ・体罰が把握されにくい要因は、部活動であれば、選手が気合の入らないプレーをした時、負けないはずの相手に負けた時等、生徒も反省しなければならない状況で体罰が起きるし、日常の学校生活の中では、生徒が問題行動を起こした時に教師の手が出る。生徒も体罰を指導の一つと受けとめる。そのために自らは申し出ないことが多い。
- ・また、その場にいた教員も変な“仲間意識”から報告しない。
- ・体罰が発覚するのは、ほとんどが保護者からの通報である。
- ・本校では、平成17年度まで体罰があったが、現場にいないが生徒との接触の多い職員から、噂として情報が入り発覚したことがあった。

### 2 校内体制の点検・整備等に関する事項

体罰を早期に把握するために学校において必要な取組

(管理職による体罰の主体的な把握・校内における情報の共有・保護者との連携等)

- ・まず管理職として体罰は認めないという意思表示を、職員に対し、生徒に対し、保護者に対し、機会をとらえて行う。
- ・次に、体罰があったら管理職に連絡するように指示、あるいは依頼しておく、些細なことでも連絡してくれるよう要請する。
- ・校長室に気軽に職員が出入りするよう話し、日常的に生徒に係る指導の相談に乗る。本来の相談が終了した後、「何か心配な情報はあるか」と聞くと、体罰の噂が出てきたりする。
- ・生徒同士の自由な話の中から体罰の事実が出てきたりする。(自分の場合、女子バトミントン部の生徒から情報を得た。)

### 3 再発防止に関する事項

繰り返し体罰を行った教員への指導の在り方

(繰り返し体罰を起こさせないための指導の在り方)

- ・ 訓戒だけでは体罰は止まらない。3回問題行動を起こした生徒は退学になるように、1回目の体罰に対しては戒告と1カ月10%カット、2回目の体罰に対しては戒告と3カ月10%カットの懲戒を行い、次に体罰を行った時は自主退職するように指導する。(本校の実例)

### 4 体罰防止等に関する協力体制

体罰の実態把握に向けて第三者の協力の在り方

- ・ 第三者にまで体罰の情報が伝わる事態は、まことに危機的である。第三者の協力を依頼する前に解決を図らなければならない。しかし、未然防止の観点から「体罰を用いなくても強いクラブを作った指導者」の講演、同じように「教育相談的手法で荒れた学校を再建した教師」の講演を依頼するのは効果があると思う。

## 体罰の防止に向けた取組について

団 体 名
北海道特別支援学校長会

### 1 教職員の意識に関する事項

体罰が把握されにくい要因と教職員からの報告の徹底を図るための取組

体罰が把握されにくい要因と考えられること

- ① 教職員の中に体罰、人権等に対する意識が十分でない場合がある。
- ② 学校全体に、体罰は絶対許されない、との意識が確立していない場合がある。

報告の徹底を図るための方策

- ① 現場には報告すべき事態か、不適切な事例であっても報告するまでにはいたらないと判断する事例がある。事態の軽重、体罰として認定されるか否か曖昧な場合の対応についてもガイドラインがある方がより実態に近い報告に至ると思う。それが、学校経営。管理上良いかは疑問もある。

### 2 校内体制の点検・整備等に関する事項

体罰を早期に把握するために学校において必要な取組

(管理職による体罰の主体的な把握・校内における情報の共有・保護者との連携等)

- ① 体罰と明確に判断するまでに至らない事例についても、定期的に全職員でチェックし、体罰を根絶し、不適切な指導を改善する職員意識と体制の共有を図る。
- ② 校内体制、学級経営、学部経営のなかに体罰根絶、不適切な指導改善の項目を必ず位置づける。
- ③ いずれかの分掌部の業務のなかに、体罰根絶、指導改善について職員意識高揚、必要な点検をおこなう項目を位置づける。
- ④ 管理職が校内巡視の実際を通して、適切な指導、誤解を生む指導などについて発言することも重要。



### 3 再発防止に関する事項

繰り返し体罰を行った教員への指導の在り方

(繰り返し体罰を起こさせないための指導の在り方)

- ① 当該教諭がなぜ体罰を行うのか、の原因分析を徹底する。  
指導観の誤り  
人権意識等の欠如  
指導法の未熟  
協働体制の如何 等の観点から分析。
- ② ①に応じ、正しい認識や指導法の改善を促す。
- ③ 個別指導、全体での共有化を通して進める。

### 4 体罰防止等に関する協力体制

体罰の実態把握に向けて第三者の協力の在り方

- ① 直接的な個人指導は批判として受けとられ、職員間の感情的な対立となって逆効果ということも考えられる。指導法の改善という協議、意見交換、オープンなワークショップ等の形式も有効と思う。
- ② 人権擁護にかかわる団体・個人を外部から招き、情報提供や講演をうけることもときに有効と考える。

## 体罰の防止に向けた取組について

団 体 名
北海道中学校体育連盟

### 1 教職員の意識に関する事項

体罰が把握されにくい要因と教職員からの報告の徹底を図るための取組

体罰の実行者は部活動に於いては「熱心な指導者」、一般的な教育現場では「生徒指導の実力者」という一面強調型評価をされる場合が多い。体罰否定の認識は普及しているが、部活動指導や生徒指導に消極的な教職員は負い目を感じている。体罰を用いず実績をあげている教職員は体罰実行者と同一場面で指導する機会はまだで、体罰を把握する機会は少ない。体罰を把握する機会がある教職員は実績のある体罰実行者の発言力に圧倒され、事実が隠ぺいされることになる場合が多いと考える。

全教職員に対する、体罰撲滅意識の醸成が急務であり、その徹底のために反体罰宣誓書を毎年全員に提出させるなどの方策が必要と思われる。

### 2 校内体制の点検・整備等に関する事項

体罰を早期に把握するために学校において必要な取組

(管理職による体罰の主体的な把握・校内における情報の共有・保護者との連携等)

体罰が予想される場における、記入が簡素化された記録簿の記載・提出と、抽出による確認の励行が必要。教職員の監視という形式にならないよう、自己申告を基本とし、抽出による事実確認から結果の信頼性を高めることを指向する。体罰無しの定期的な情報公開を継続し、生徒・保護者からの反応は管理職を限定した窓口とする。

### 3 再発防止に関する事項

繰り返し体罰を行った教員への指導の在り方  
(繰り返し体罰を起こさせないための指導の在り方)

現在の教育情勢からは、明確な法令違反としての対処以外ないを考える。

### 4 体罰防止等に関する協力体制

体罰調査委員会へ第三者導入程度が現時点における限界に思われる。

## 体罰の防止に向けた取組について

団 体 名
北海道高等学校体育連盟

### 1 教職員の意識に関する事項

体罰が把握されにくい要因と教職員からの報告の徹底を図るための取組

< 要因 >

- ・ 指導に熱心なあまり、行き過ぎた行為を体罰と考えていない
- ・ 指導者が過去の経験からこの程度は指導の範疇であると誤った考え方を持っている
- ・ 生徒も同じように体罰と思っていない

< 取組 >

- ・ 体罰に限らず校内の指導活動全般について、全教職員がいつでも誰でも言い合える雰囲気づくり
- ・ ホウ・レン・ソウの意識を徹底することと報告体制の再整備

### 2 校内体制の点検・整備等に関する事項

体罰を早期に把握するために学校において必要な取組

(管理職による体罰の主体的な把握・校内における情報の共有・保護者との連携等)

- ・ 早期発見に努めるよりも、「体罰をしない、させない」ための予防対策を最重点にした取組をすべきである。  
道高体連は、この視点に立って研修会の開催を企画中です

### 3 再発防止に関する事項

繰り返し体罰を行った教員への指導の在り方  
(繰り返し体罰を起こさせないための指導の在り方)

- ・管理職から教員としての資質や在り方について個別に指導する

### 4 体罰防止等に関する協力体制

体罰の実態把握に向けて第三者の協力の在り方

- ・運動部の保護者会、P T A、学校評議員会などの関係者から気軽に意見や感想を寄せてもらえる関係づくりを図る
- ・研修会等においては、スポーツ指導法の専門家、体協、各競技団体と連携を図る

## 体罰の防止に向けた取組について

団 体 名
北海道高等学校定時制通信制体育連盟 (札幌大通高等学校長)

### 1 教職員の意識に関する事項

体罰が把握されにくい要因と教職員からの報告の徹底を図るための取組

- ・技術指導力が高く、かつ一人顧問で部を指導している場合などでは他の教職員がその指導方法に異議申し立てをしたり、口をはさむことが難しい雰囲気がつくられる。顧問の意識として「自分の部」という思いが生じたり、生徒側からは厳しい上下関係、絶対的な“忠誠心”がすりこまれているケースが多い。
- ・報告の徹底はなかなか難しいが、運動部の場合は特に複数顧問制を徹底し、顧問会議等において学習指導要領における部活動の意義を確認し、活動上の疑義が生じた時は、顧問相互に検証、さらに管理職に相談することも認めることを学校としての共通理解としていく。

### 2 校内体制の点検・整備等に関する事項

体罰を早期に把握するために学校において必要な取組

(管理職による体罰の主体的な把握・校内における情報の共有・保護者との連携等)

- ・顧問と部の生徒代表（主将）が参加する拡大顧問会議を開き、部における暴力行為の根絶を共に確認しあうこと。何かの疑義が生じた時に、それを相談できる仕組みを学校としてつくること。さらに、これらを保護者に理解してもらい協力を促す。

### 3 再発防止に関する事項

繰り返し体罰を行った教員への指導の在り方

(繰り返し体罰を起こさせないための指導の在り方)

- ・体罰を繰り返した背景、原因、内容等を、まずしっかり把握すること。その上で、当面顧問をはずし、どのような研修が必要なのか、また、永続的に顧問をはずす必要があるかどうかを見極め、指導あるいは研修を受けさせる。（ただし、学校単独、管理職単独で、これらを実現するのは無理である。

### 4 体罰防止等に関する協力体制

体罰の実態把握に向けて第三者の協力の在り方

- ・透明性、公平性を確保し、学校内部のみならず外部からの信頼性を高めるためには、第三者が加わった「調査委員会」をつくる必要がある。

## 体罰の防止に向けた取組について

団 体 名
北海道高等学校野球連盟

### 1 教職員の意識に関する事項

体罰が把握されにくい要因と教職員からの報告の徹底を図るための取組

- 把握されにくい原因
  - ・ 未だ体罰を「愛のムチ」ととらえることを容認する風土があり、生徒との人間関係ができていれば体罰とはならないとの考えがある。
  - ・ 関係教員、生徒、父母とも「仲間うち」の不祥事は、内部処理で済ませたいと考える傾向がある。
- 報告の徹底への取組
  - ・ 体罰事故の発生時に報告がなく後日発覚することの方が、事故隠蔽としてとらえられ、事故事実以上に社会的批判を受けることが多いことを認識させる。

### 2 校内体制の点検・整備等に関する事項

体罰を早期に把握するために学校において必要な取組

(管理職による体罰の主体的な把握・校内における情報の共有・保護者との連携等)

- ・ 教職員だけでなく生徒、父母に対しても、社会全体が体罰問題を深刻に受け止めており、学校では体罰一掃のために取組を進めている事への理解を促し、協力を得る。
- ・ 教員間の相互牽制意識の形成や個別面談の励行を通じ、指導状況の把握を行い、体罰の未然防止と発生事実の掌握を図る。



### 3 再発防止に関する事項

繰り返し体罰を行った教員への指導の在り方  
(繰り返し体罰を起こさせないための指導の在り方)

体罰事実の反省にとどまることなく、体罰防止に向けた意識の在り方など、再発防止のための、次の項目を含むプログラムを作成し、教育委員会や学校において実施する。

- ・ 体罰の連鎖から脱却する意識を形成するための日常的な管理職からの面談指導
- ・ 生徒指導や教育相談などの道研講座への参加
- ・ 優れた指導者との面談や指導場面の視察
- ・ 指導復帰後の定期的な状況報告

### 4 体罰防止等に関する協力体制

体罰の実態把握に向けて第三者の協力の在り方

- ・ 部活動関連競技団体による競技の特性に応じた体罰防止への啓発

(参考)

高野連においては、不祥事発生時の報告・処分の体制が整備されている。指導者が謹慎処分を受けた場合、謹慎状況報告書などで状況を把握している。

## 体罰の防止に向けた取組について

団 体 名
北海道高等学校文化連盟

### 1 教職員の意識に関する事項

体罰が把握されにくい要因と教職員からの報告の徹底を図るための取組

#### 1 要因

- (1) 校内の管理指導体制が不備なため。
- (2) 加害側、被害側双方とも体罰の認識が低いため。

#### 2 取組

- (1) 教員の複数対応で相互牽制を図る。
- (2) 報告の徹底に向けて、処分事例を含んだ研修を設定する。
- (3) 体罰アンケートを恒常的に実施する。

### 2 校内体制の点検・整備等に関する事項

体罰を早期に把握するために学校において必要な取組

(管理職による体罰の主体的な把握・校内における情報の共有・保護者との連携等)

- 1 校内相談窓口を設定し、保護者にも周知する。
- 2 体罰アンケートを恒常的に実施し、結果を公表する。

### 3 再発防止に関する事項

繰り返し体罰を行った教員への指導の在り方  
(繰り返し体罰を起こさせないための指導の在り方)

- 1 処分及び指導を徹底する。
- 2 コーチングスキル及びアンガーマネジメントスキル向上のための研修を義務化する。

### 4 体罰防止等に関する協力体制

体罰の実態把握に向けて第三者の協力の在り方

- 1 教員のカウンセリングマインド向上に向けた専門家講師による研修を実施する。
- 2 保護者や地域住民を含んだ体罰防止委員会（仮称）を設置する。

## 体罰の防止に向けた取組について

団 体 名
北海道 P T A 連 合 会

### 1 教職員の意識に関する事項

体罰が把握されにくい要因と教職員からの報告の徹底を図るための取組

- ・教職員の懲戒、体罰に関する解釈についての理解が十分でなく、「保護者の中に、自分の子をたたいてもかまわないと言ってくる人もいる。場合によっては体罰もやむを得ない。」といった誤った考えをぬぐえないでいる。
- ・すべての教職員が体罰に関する正しい認識を持つように研修等を実施する。
- ・問題行動や指導が困難な課題への対応を一人の教員が抱え込まない体制づくり。
- ・問題行動や指導が困難な課題に対して学校・保護者・地域住民が連携して取り組む環境づくり。

### 2 校内体制の点検・整備等に関する事項

体罰を早期に把握するために学校において必要な取組

(管理職による体罰の主体的な把握・校内における情報の共有・保護者との連携等)

- ・児童生徒・保護者・教員のコミュニケーションを豊にし、学校に関する様々な悩みを相談できる環境づくり。
- ・児童生徒や保護者からの相談にたいして組織として対応する体制の確立。
- ・管理職は校内に指導のつまずきや困難さがないか常に把握し、体罰につながる状況を見逃さない体制をつくる。さらに、未然防止に向けて組織的に取り組む体制をつくる。

### 3 再発防止に関する事項

繰り返し体罰を行った教員への指導の在り方  
(繰り返し体罰を起こさせないための指導の在り方)

- ・状況によっては、教壇を去らなければならないことを理解させる。
- ・学校教育指導資料『望ましい指導の在り方』等を活用した日常的な指導。
- ・体罰によって何一つ解決しないこと、むしろ、逆効果であることを認識させる。
- ・ティーム・ティーチングなど複数での授業を通し、児童・生徒の指導の在り方を指導する。

### 4 体罰防止等に関する協力体制

体罰の実態把握に向けて第三者の協力の在り方

- ・相談電話の充実
- ・体罰に関する研修の講師を第三者に務めてもらい、教職員の意識改革につなげる。
- ・授業の支援員、スクールカウンセラーなど、校内に、常に多くの大人がいることが、体罰の防止と把握に効果があると考えます。

## 体罰の防止に向けた取組について

団 体 名
北海道高等学校PTA連合会

### 1 教職員の意識に関する事項

体罰が把握されにくい要因と教職員からの報告の徹底を図るための取組

- 体罰が把握されにくい要因
  - ・教職員の意識の低さ（愛の鞭、これぐらいは良いのでは？）
  - ・特に運動系部活動の教職員や保護者の意識に残る悪しき伝統。
  - ・保護者や子どもが体罰を告発することで被る不利益。（いじめ等々）
- 教職員からの報告の徹底を図るための取組
  - ・体罰は熱意からであろうが何であろうが、明らかに暴力であり犯罪であることの周知徹底。
  - ・厳しい処分。悪質な場合は警察への告訴も辞さない。

### 2 校内体制の点検・整備等に関する事項

体罰を早期に把握するために学校において必要な取組

（管理職による体罰の主体的な把握・校内における情報の共有・保護者との連携等）

- 管理職はあらゆる場面において教職員・生徒・保護者への啓発、情報提供等を行う。
- 体罰に関する情報は必ず管理職に報告するよう教職員に徹底。

### 3 再発防止に関する事項

繰り返し体罰を行った教員への指導の在り方  
(繰り返し体罰を起こさせないための指導の在り方)

- 体罰をおこした教職員への道研研修等（1ヶ月単位）の実施。
- 再発の場合は厳罰処分。

### 4 体罰防止等に関する協力体制

体罰の実態把握に向けて第三者の協力の在り方

- 町内会等を通して地域への協力を呼びかける。

## 体罰の防止に向けた取組について

団 体 名
北海道特別支援教育関係 P T A 連絡協議会

役員会に諮る中で、質問にはない次の意見が多数出ましたことを、まずもって報告しご質問に回答します。

- ・体罰の定義が曖昧な中で、このような質問をする真意がわからない。
- ・質問の内容が障害児・者のことを一切考慮していないので、回答しづらい。  
特別支援関係には、もう少し違う切り口での質問であるべきでは。

### 1 教職員の意識に関する事項

体罰が把握されにくい要因と教職員からの報告の徹底を図るための取組

- ・これまで「体罰」の定義が曖昧でファジーに扱われ、教師個々の言い分が「教育的指導」に名を変えた暴力行為等を容認し擁護する雰囲気が学校内に無かったか。
- ・暴力等を振るう程元気のある教師に、行為の誤りを糾す勇気をもった教師がどれだけいたか。
- ・親は、子どもが体罰を受けたとき、または体罰現場を目撃した時、誰に話せば良いのかわからない。また、このことで教師からの逆恨みや嫌がらせを恐れる。子どもを学校に預けている側としてこの「恐れ」が親として行動を躊躇させてしまう。
- ・教師は、体罰は「あつてはならないこと」との現実を直視しない意識を改めることが何より大切。体罰は、どこの学校でも起こりうる問題である、という意識改革を図る。この「意識改革」こそが、教師個々に「体罰」は許されざる行為で断じて行ってはならない行為であるとの共通意識を高める。このことで、見て見ぬふりをする教師は少なくなっていくと思われる。

### 2 校内体制の点検・整備等に関する事項

体罰を早期に把握するために学校において必要な取組

(管理職による体罰の主體的な把握・校内における情報の共有・保護者との連携等)

- ・何よりも教師の「意識改革」が必須。
  - ・障害児・者は、体罰（子ども目線で言えば「嫌な思い」）を受けた事実を正確に第三者に伝えることは大変難しいことが想像される。この伝えられない思いをどうやって言葉（若しくは表現）として引き出すか、難しい作業が教師にも親にも求められる。
  - ・体罰を第三者に伝えることが難しい児童・生徒であっても、教師から受けた体罰の苦痛や恐怖心は心に残っているはず。怯えや身構えることがあるはず。教師や親は、このかすかなシグナルを見落とさない目が求められ、異変を察知した時はその児童・生徒が最も話しやすい教師等から声かけをし、教師によるチームや保護者を含めた複数の目で、その異変の原因や背景を慎重に究明することが大切。
  - ・学内外を問わず、閲覧者が限定されるようなメールアドレスを設定し、そこに直接メールで相談（匿名もある程度許容する）ができるようなシステムができないか。
  - ・クラス担任、放課後のクラブ顧問を複数制にするなど、体罰を生み出せない環境・体制、雰囲気作りが必要。チームとして対処する組織づくりも大切。
- 児童・生徒との接し方に悩んでいる教師を、フォロー、サポートする意識・体制づくりが管理職に求められる。



### 3 再発防止に関する事項

#### 繰り返し体罰を行った教員への指導の在り方 (繰り返し体罰を起こさせないための指導の在り方)

- 繰り返し体罰を行ってしまう原因（理由）はどこにあるのかを突き止め、原因別に対処する。
- A 本人が何らかのストレスをため込んでいて、その発散の形で繰り返している場合  
→・カウンセリング等でストレスサーを突き止め、それを取り除く努力をする。  
・必要なら治療を受けさせ、そのことを責めない。
  - B 体罰が状態化した環境にあり、その行為を体罰と認識していない場合  
→・言い訳としては、指導の一環、自分も同じ環境で過ごしてきた、といったところか。負の連鎖を断ち切るためにも、体罰であることをきっちり認識させていく。
  - C 児童・生徒との信頼関係を一人で過信していて、「これぐらいなら許される」と考えている場合  
→・体罰を受けた当人たちの気持ちを代弁する者が間に入り、関係の改善を図る。
  - D 他の教職員等から体罰との指摘を受けたり注意されたりはしても、処分を受けたことがない場合  
→・当然、何らかの処分を言い渡すべき。

### 4 体罰防止等に関する協力体制

#### 体罰の実態把握に向けて第三者の協力の在り方

- ・体罰が発生し、身内だけによる原因究明は、ややもすると事実を隠蔽し、内向きに取り繕うことに労力が注がれ、今後に生かす原因の究明には至らないケースが多いのではないか。そのことが解決を遅らせる、問題をこじれさせることになってきた。
- ・体罰やファジーな領域での暴力行為等が発生した時、管理職には事実調査以前にこの事実を「教育局（or 教育委員会）」へ通報（一報）することを義務化する。  
教育局（or 教育委員会）内には、第三者の立場を貫き通せる有識者による「調査チーム」を瞬時に活動できるよう整えておく。この「チーム」には、当事者等から直接、事情を聴取できる権限と調査権を付与する。
- ・発生・通報のあった体罰は、学校からの報告、その報告に対する「チーム」の調査結果をプライバシーに配慮するなかで、HP上に必ず公表する。
- ・事実を隠さずオープンにすることで、二度と同じ過ちを繰り返さない組織づくり、雰囲気づくりが管理職に求められる。

## 体罰の防止に向けた取組について

団 体 名
総務部法人局学事課

### ○ 体罰の防止に向けた取組について

私立学校を所管する立場から、体罰防止に向けた取組等について記載する。

- 各学校において、体罰などの問題事案が発生した場合には、修学環境の維持や健全な学校運営の確保に立って、早期の解決に向け、事実関係の把握や児童生徒の心のケア、保護者への説明など適切に対応していくことが大切であると考えており、当課としては、本年3月11日付けで、問題事案が発生した場合の対応に当たっての基本的な考え方や留意事項などを取りまとめ、各学校に周知することにより、適切な対応を促してきたところ。
- しかしながら、今年度においても、体罰が依然として発生している状況にあることから、各私立学校が、体罰防止に向け、教員への研修の実施により体罰に関する正しい知識を徹底させることや児童生徒が相談しやすい校内体制の整備などに取り組み、体罰の防止等に万全を期すよう、7月10日付けで、各私立学校あてに通知したところ。
- また、今年度に入り、生徒、保護者等から当課へ、生徒の修学環境に関わる相談が数多く寄せられており、そのうち、体罰等、教員の指導に関するものが半数を占めていることから、道として、これまで以上に、体罰の発生状況を正確かつ迅速に把握する必要があると考え、体罰事案が発生した場合は、速やかに報告するよう、7月10日付けで各私立学校長あてに通知したところ。
- 引き続き、私立学校関係者が集う会議や研修会の機会を活用するなどして、体罰の防止に向けた取組を強く働きかけてまいりたい。

## 体罰の防止に向けた取組について

団 体 名
環境生活部くらし安全局 文化・スポーツ課

### 1 教職員の意識に関する事項

体罰が把握されにくい要因と教職員からの報告の徹底を図るための取組

< 要因 >

- ・教職員、児童・生徒が「体罰」として受け止める認識が薄い
- ・身体的、精神的被害に至らないことで、報告されない
- ・報告することでの二次的被害を恐れている  
(体罰を受ける、進路に影響する、試合に出られないなど)
- ・報告、連絡、相談する体制がない

< 取組 >

- ・「体罰」について正しい理解と認識を高める研修や勉強会を実施する  
(教職員、児童・生徒を対象に)
- ・報告、連絡、相談しやすい体制を整備する
- ・情報の共有を図るための情報交換会を実施する  
(教職員、児童・生徒、保護者等の第三者を対象に)

### 2 校内体制の点検・整備等に関する事項

体罰を早期に把握するために学校において必要な取組

(管理職による体罰の主体的な把握・校内における情報の共有・保護者との連携等)

- ・個人面談を実施する
- ・保護者との連携や情報の共有を図る懇談会や家庭訪問の実施
- ・児童・生徒が気軽に安心して相談できる相談窓口の開設と相談員等の配置
- ・管理職における巡回
- ・教職員間での情報共有を図るための体制づくり及び会議や研修会の実施
- ・実態把握のためのアンケート調査を実施する

### 3 再発防止に関する事項

繰り返し体罰を行った教員への指導の在り方

(繰り返し体罰を起こさせないための指導の在り方)

- ・道や市町村が実施する指導者研修会等の参加の義務づけ
- ・再発防止のための職員会議や研修会の実施
- ・チームティーチングを導入しワンマン指導を防ぐ

### 4 体罰防止等に関する協力体制

体罰の実態把握に向けて第三者の協力の在り方

- ・情報提供、情報共有、報告、連絡のための体制づくり
- ・個人面談、保護者懇談会、家庭訪問、職員会議、研修会等を実施し、早期の情報把握に努める
- ・指導者、教職員、児童・生徒、保護者を対象としたアンケート調査を実施する

## 体罰の防止に向けた取組について

団 体 名
北海道都市教育委員会連絡協議会 (札幌市教育委員会)

### 1 教職員の意識に関する事項

体罰が把握されにくい要因と教職員からの報告の徹底を図るための取組

体罰が把握されにくい要因

体罰発見の経緯を見ると、その多くが、保護者や児童生徒の訴えによるものである。

そのため、体罰に対して異を唱える保護者や児童生徒がいない場合には、事故の把握がなされにくくなるものと推測される。

教職員からの報告の徹底を図るための取組

報告義務を怠ることにより、事故の把握が遅れ、保護者からの信頼を失い、結果として児童生徒に対して大きな悪影響を及ぼしていることについて意識を高めることが必要と考える。

### 2 校内体制の点検・整備等に関する事項

体罰を早期に把握するために学校において必要な取組

(管理職による体罰の主体的な把握・校内における情報の共有・保護者との連携等)

管理職を対象にした不祥事防止についての研修を実施しており、体罰の防止等について、徹底するよう周知している。

また、長期休業期間前には不祥事防止に係る通知を発出し、職員の意識向上を促している。

### 3 再発防止に関する事項

繰り返し体罰を行った教員への指導の在り方

(繰り返し体罰を起こさせないための指導の在り方)

体罰で懲戒処分を受けた教員に対しては、指導力の向上を図ることを狙いとして「フォロー研修」（札幌市教育センター等が実施している生徒指導や授業づくり等に関する研修）を受講させている。

また、体罰により懲戒処分を受けた教員の処分後における服務や教育活動等の状況、児童生徒・保護者との関係、学校の取り組み等を正確に把握するため、学校長から「事後報告書」を提出させている。

### 4 体罰防止等に関する協力体制

体罰の実態把握に向けて第三者の協力の在り方

学校で行う体罰事故調査の透明性及び公平性を担保するとともに、本市学校教育に対する信頼性の維持向上に寄与することを目的として、第三者委員を含めた札幌市立学校体罰事故調査委員会を設置している。